

平戸市監査公表第 12 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 8 年 4 月 10 日

平戸市監査委員 大浦 雄一
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局
文化観光商工部観光課

第 3 監査の期間

令和 5 年 12 月 21 日から 22 日まで

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：文化観光商工部観光課】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1. 会計年度任用職員の任用について</p> <p>令和4年度平戸温泉うで湯・あし湯温泉配送業務において、会計年度任用職員（時間給）7人を通年雇用していたが、任用伺及び任用通知書は9月30日までとなっており、10月1日から3月31日までの任用手続きがなされていなかった。また、就労予定表はあるものの、簿冊に出勤簿等が見受けられなかった。</p> <p>2. 随意契約の事前事後公表について</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合に行う随意契約で、予定価格が平戸市契約規則第23条に規定する額を超えるものをするとき、同規則23条の2において当該業務契約の事前事後の公表が義務付けられているが、令和4年度についてその手続きがなされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園便所清掃業務 (事後公表なし) ・自然公園除草業務 (事後公表なし) ・自然公園等ツツジ剪定業務 (事前、事後公表なし) ・京崎公園維持管理業務（剪定・除草） (事後公表なし) ・道路公園維持管理業務 (事後公表なし) 	<p>出勤簿についてはご指摘のとおり出勤簿の整備がなかったため、令和6年度より出勤簿（エクセルデータ）にて整備し、適切に管理してまいります。</p> <p>随意契約の事前事後公表については、遺漏がないよう担当以外の複数チェックを行い、事前事後の公表を行ってまいります。</p>
意見	1. 平戸版DMO推進事業補助金に	今後は、事業計画と実績の整合性

区 分	内 容	措置状況
	<p>ついて</p> <p>令和4年度補助金申請書類として、年度当初に事業計画書及び年度末に実績報告書を収受しているが、DMO推進事業の一つである旅行商品化事業において、事業計画では「体験モニターツアー、観光コンテンツ構築、既存商品磨き上げ」などの6項目を実施することとしているが、実績報告では「あら鍋祭り、旅行商品素材集の制作、着地型商品取扱実績」が報告されており、事業計画に対する検証が困難であった。各事業の成果を明確化するためにも、事業計画との比較検証ができる実績報告を作成するよう指導されたい。</p>	<p>を確保するため、計画段階で設定した事業ごとに、実績報告において同一項目で整理する様式へ見直しを行います。</p> <p>また、各事業に事業成果表を設定し、成果の見える化を図るとともに、事業内容の変更が生じる場合は事前協議を義務付けるなど、適正な進行管理を徹底してまいります。さらに、年度途中での進捗確認を実施し、計画との乖離が生じた場合には速やかに是正する体制を構築してまいります。</p>